

児童手当制度改正に伴う 申請はお済みですか？



児童手当は令和6年10月分から、支給対象や支給月額などが拡充され、町では、8月下旬頃に公簿上で確認した「新たに申請が必要な方」へ申請に係る案内を送付しています。まだ手続きがお済みでない方は、お早めの手続きをお願いします。

また、進学等により住所を町外へ移しているなど、八雲町の公簿上で確認できない児童がいる世帯については、案内を送付できませんので、ご自身で申請の必要有無を確認のうえ、手続きをお願いします。

制度改正に伴う申請の最終期限は令和7年3月31日(月)までとなっており、期限を過ぎた場合は、遡っての手当の支給はできません。

令和7年4月以降に申請した場合、手当は申請月の翌月分からの支給となります。

詳しい制度の内容については、町HPをご覧ください。



町HP

【問い合わせ先】 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112

渡島檜山北部通年雇用 促進支援協議会からの お知らせ

渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会では、次のとおり雇用促進支援員を募集します。ハローワーク八雲に備え付けの申込書に必要事項を記入(自筆)し、写真を貼り、添付書類を添えて申込先まで提出してください。

【募集人数】 1名

【応募資格】

・普通自動車運転免許証を有し、町内から通勤可能な方
・パソコンのワード、エクセルなどの基本操作ができる方

【勤務場所】

商工観光労政課内

【雇用期間】

4月1日～

令和8年3月31日

※契約更新あり

【勤務日】 月～金曜日

※月～金のうち、週1日を休日とする

【勤務時間】

午前8時30分～

午後5時15分

【添付書類】

普通自動車運転免許証の写

【業務内容】 一般事務
【報酬】 月額13,000円
(年間208日)

【保険等】

健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険に加入

【採用方法】

書類選考、面接試験

【面接予定日】

書類選考のうえ、別途通知します。

【申込期限】 2月17日(月)

※午後5時15分まで(郵送の場合は必着)

【申込・問い合わせ先】

渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会

(事務局：商工観光労政課内)
☎0137-62-2116

令和6年度 ふるさと納税の状況

12月末現在(令和6年4月～令和6年12月分)

寄附件数 103,784件
寄附金額 1,733,895,633円

〈広告〉

故人への想いを
伝えるお手伝い

- ・365日 24時間対応
- ・各宗派の葬儀のご相談のほか法要・仏壇・仏具墓石等に関することもお気軽にご相談ください。



あおいセレモニー

二海郡八雲町東町247-1
☎0137-64-2855